

報第 4 号

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令について

教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の改正について、次のとおり専決したので報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

第二条及び第三条 略

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 略

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の前提となる事実

組織名称変更に伴う改正

2 施行日

令和3年4月1日

3 改正の内容

「情報企画課」を「情報システム課」に改称する。

(第3条第2項、第4条第1項、同条第3項、第6条及び第8条)

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務部情報企画課長」を「総務部情報システム課長」に、「情報企画課長」を「情報システム課長」に改める。

第四条第一項の表第三条第二項に規定する署名の項中「情報企画課長」を「情報システム課長」に、「うえ」を「上」に改め、同条第三項中「情報企画課長」を「情報システム課長」に改める。

第六条及び第八条中「情報企画課長」を「情報システム課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

第一条及び第二条 略

（新）

第三条
（電子署名の種類）
略

2 特別の理由により、前項に掲げる職署名以外の電子署名を設けようとする職にある者は、当該署名を設けることについて、別に定めるところにより、総務部情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）の承認を得なければならぬ。

（鍵情報等管理者）

第四条 次の表の上欄に掲げる電子署名を実施するために使用する鍵情報等の発行、更新及び失効の申請事務を行うとともに鍵情報等を管理するため、鍵情報等管理者を置き、それぞれ当該下欄に掲げる職員をもつて充てる。

第三条第二項に規定する署名	当該署名により認証される職責を持つ者が情報システム課長と協議の上決定した者
---------------	---------------------------------------

2 略

3 鍵情報等管理者は、鍵情報等に前項の事故があったときは、直ちに情報システム課長に報告しなければならない。

第五条 略

（鍵情報等の発行）

第六条 鍵情報等管理者は、鍵情報等の発行を必要とするときは、別に定めるところにより、情報システム課長に申請を行うものとする。

第七条 略

第一条及び第二条 略

（旧）

第三条
（電子署名の種類）
略

2 特別の理由により、前項に掲げる職署名以外の電子署名を設けようとする職にある者は、当該署名を設けることについて、別に定めるところにより、総務部情報企画課長（以下「情報企画課長」という。）の承認を得なければならぬ。

（鍵情報等管理者）

第四条 次の表の上欄に掲げる電子署名を実施するために使用する鍵情報等の発行、更新及び失効の申請事務を行うとともに鍵情報等を管理するため、鍵情報等管理者を置き、それぞれ当該下欄に掲げる職員をもつて充てる。

第三条第二項に規定する署名	当該署名により認証される職責を持つ者が情報企画課長と協議のうえ決定した者
---------------	--------------------------------------

2 略

3 鍵情報等管理者は、鍵情報等に前項の事故があったときは、直ちに情報企画課長に報告しなければならない。

第五条 略

（鍵情報等の発行）

第六条 鍵情報等管理者は、鍵情報等の発行を必要とするときは、別に定めるところにより、情報企画課長に申請を行うものとする。

第七条 略

(鍵情報等の更新等)

第八条 鍵情報等管理者は、鍵情報等を更新し、若しくは廃止するとき又は鍵情報等を事故により失効させるときは、別に定めるところにより、情報システム課長に申請を行い、必要な措置を受けなければならない。

第九条 略

附則 略

(鍵情報等の更新等)

第八条 鍵情報等管理者は、鍵情報等を更新し、若しくは廃止するとき又は鍵情報等を事故により失効させるときは、別に定めるところにより、情報企画課長に申請を行い、必要な措置を受けなければならない。

第九条 略

附則 略